

令和6年11月21日
監 査 委 員 決 定

令和7年工事監査実施計画

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第5項、東京都監査委員監査基準並びに令和7年監査基本計画に基づき、令和7年工事監査を以下のとおり実施する。

1 監査の対象

令和6年度において都が実施している工事等を対象とする。ただし、実施に当たっては、100万円以上の工事等を中心に行うとともに、必要に応じて過年度の工事等も対象とする。

また、長期間にわたる大規模工事等については、計画決定を踏まえて、事業の要件や期間などが計画どおりに適正に行われているかを確認する。特に高度かつ専門的工事について、設計、施工等が適切に行われているか、監査専門委員の助言により実施する。

2 重点監査事項

「安全管理」を重点監査事項に設定し、設計、施工等の各段階において安全管理が適切に行われているかについて、以下の着眼点に基づき、各局を統一的及び横断的に監査する。（着眼点）

- （1）発注者として工事が安全に施工できるように、必要な仮設や工事の制約となる条件等を設計図書に明示しているか
- （2）監督員として受注者が作成する施工計画書が、高所や地下、道路上など現場の危険性に応じた対策を盛り込んだものとなっていることを確認しているか
- （3）監督員として施工計画書に基づいた工事の安全管理が適切に実施されていることを、工事現場や提出された関係図書にて確認し、受注者に対して必要な指導・監督を行っているか

3 監査期間

令和7年1月8日（水）から令和8年1月15日（木）まで（講評を含む。）

4 実施対象及び実査期間

監査を実施する局及び実査期間は以下のとおり。

- （1）前期局（1月から2月まで）

産業労働局、中央卸売市場、港湾局、東京消防庁、交通局、教育庁

(2) 中期局（４月から６月まで）

財務局、主税局、都市整備局、住宅政策本部、環境局、水道局、下水道局

(3) 島しょ（６月）

大島支庁、八丈支庁

(4) 後期局（８月から１０月まで）

総務局、生活文化スポーツ局、福祉局、保健医療局、建設局、警視庁

5 計画の変更等

監査の実施過程において、環境等の変化又は本実施計画に影響を与えるような事象があった場合、必要に応じて、監査対象等の追加、変更等を行う。

6 結果の報告及び公表

監査の結果の報告及び公表は、令和８年２月に行う。

(技術監査課)

月	日	曜	土	木	建	築	設	備
1	1	水						
	2	木						
	3	金						
	4	土						
	5	日						
	6	月						
	7	火						
	8	水	交通局		交通局		交通局	
	9	木						
	10	金	交通局		交通局		交通局	
	11	土						
	12	日						
	13	月						
	14	火	交通局		交通局		交通局	
	15	水	交通局		交通局		交通局	
	16	木	交通局		交通局		交通局	
	17	金						
	18	土						
	19	日						
	20	月			東京消防庁		東京消防庁	
	21	火	東京消防庁		東京消防庁		東京消防庁	
	22	水	東京消防庁		東京消防庁		東京消防庁	
	23	木	東京消防庁		東京消防庁		東京消防庁	
	24	金	東京消防庁		東京消防庁		東京消防庁	
	25	土						
	26	日						
	27	月	中央卸売市場		中央卸売市場		中央卸売市場	
	28	火	中央卸売市場		中央卸売市場		中央卸売市場	
	29	水	中央卸売市場		中央卸売市場		中央卸売市場	
	30	木	中央卸売市場		中央卸売市場		中央卸売市場	
	31	金						
講 評		工事監査 令和8年1月15日(木)						
令和7年1月								

(技術監査課)

月	日	曜	土 木	建 築	設 備
2	1	土			
	2	日			
	3	月	港湾局		
	4	火	港湾局	教育庁	教育庁
	5	水	港湾局	教育庁	教育庁
	6	木	港湾局	教育庁	教育庁
	7	金	港湾局	教育庁	教育庁
	8	土			
	9	日			
	10	月			
	11	火			
	12	水	教育庁	産業労働局	産業労働局
	13	木	教育庁	産業労働局	産業労働局
	14	金	教育庁	産業労働局	産業労働局
	15	土			
	16	日			
	17	月	教育庁	港湾局	港湾局
	18	火	産業労働局	港湾局	港湾局
	19	水	産業労働局	港湾局	港湾局
	20	木	産業労働局	港湾局	港湾局
	21	金	産業労働局		港湾局
	22	土			
	23	日			
	24	月			
	25	火			
	26	水			
	27	木			
	28	金			
講 評					
令和7年2月					

(技術監査課)

月	日	曜	土	木	建		築	設	備	
4	1	火								
	2	水								
	3	木								
	4	金								
	5	土								
	6	日								
	7	月								
	8	火								
	9	水								
	10	木								
	11	金								
	12	土								
	13	日								
	14	月		環境局		下水道局			主税局	
	15	火		環境局		下水道局			主税局	
	16	水		環境局		下水道局			主税局	
	17	木		環境局		下水道局			環境局	
	18	金		下水道局					環境局	
	19	土								
	20	日								
	21	月				下水道局			環境局	
	22	火		下水道局					下水道局	
	23	水		下水道局		主税局		環境局	下水道局	
	24	木		下水道局		主税局		環境局	下水道局	
	25	金		下水道局		主税局		環境局	下水道局	
	26	土								
	27	日								
	28	月								
	29	火								
	30	水								
講 評										
令和7年4月										

(技術監査課)

月	日	曜	土 木		建 築	設 備
5	1	木				
	2	金				
	3	土				
	4	日				
	5	月				
	6	火				
	7	水				下水道局
	8	木				
	9	金	下水道局			
	10	土				
	11	日				
	12	月	下水道局		水道局	水道局
	13	火	下水道局		水道局	水道局
	14	水	下水道局		水道局	水道局
	15	木	下水道局		水道局	水道局
	16	金			財務局	水道局
	17	土				
	18	日				
	19	月	財務局	住宅政策本部	財務局	下水道局
	20	火	財務局	住宅政策本部	財務局	下水道局
	21	水	財務局	住宅政策本部	財務局	下水道局
	22	木				
	23	金	住宅政策本部		財務局	下水道局
	24	土				
	25	日				
	26	月	水道局		財務局	下水道局
	27	火	水道局		財務局	住宅政策本部
	28	水	水道局		財務局	住宅政策本部
	29	木	水道局		財務局	住宅政策本部
	30	金	水道局		財務局	住宅政策本部
	31	土				
講 評						
令和7年5月						

(技術監査課)

月	日	曜	土 木	建 築	設 備
6	1	日			
	2	月		住宅政策本部	住宅政策本部
	3	火	都市整備局	住宅政策本部	
	4	水	都市整備局	住宅政策本部	財務局
	5	木	都市整備局	住宅政策本部	財務局
	6	金	都市整備局	住宅政策本部	財務局
	7	土			
	8	日			
	9	月	水道局		財務局
	10	火	水道局		財務局
	11	水	水道局	住宅政策本部	財務局
	12	木	水道局	住宅政策本部	水道局
	13	金	水道局	住宅政策本部	水道局
	14	土			
	15	日			
	16	月		住宅政策本部	水道局
	17	火		住宅政策本部	水道局
	18	水			水道局
	19	木	島しょ 本庁 (大島支庁・八丈支庁管内)	島しょ 本庁 (大島支庁・八丈支庁管内)	島しょ 本庁 (大島支庁・八丈支庁管内)
	20	金	島しょ 本庁 (大島支庁・八丈支庁管内)	島しょ 本庁 (大島支庁・八丈支庁管内)	島しょ 本庁 (大島支庁・八丈支庁管内)
	21	土			
	22	日			
	23	月	島しょ 本庁 (大島支庁・八丈支庁管内)	島しょ 本庁 (大島支庁・八丈支庁管内)	島しょ 本庁 (大島支庁・八丈支庁管内)
	24	火	島しょ 本庁 (大島支庁・八丈支庁管内)	島しょ 本庁 (大島支庁・八丈支庁管内)	島しょ 本庁 (大島支庁・八丈支庁管内)
	25	水	島しょ (大島支庁管内)	島しょ (大島支庁管内)	島しょ (大島支庁管内)
	26	木	島しょ (大島支庁管内)	島しょ (大島支庁管内)	島しょ (大島支庁管内)
	27	金	島しょ (大島支庁管内)	島しょ (大島支庁管内)	島しょ (大島支庁管内)
	28	土			
	29	日			
	30	月			
講 評					
令和7年6月					

(技術監査課)

月	日	曜	土 木	建 築	設 備
8	1	金			
	2	土			
	3	日			
	4	月			
	5	火			
	6	水			
	7	木			
	8	金			
	9	土			
	10	日			
	11	月			
	12	火			
	13	水			
	14	木			
	15	金			
	16	土			
	17	日			
	18	月			
	19	火			
	20	水			
	21	木			
	22	金			
	23	土			
	24	日			
	25	月			
	26	火			
	27	水			
	28	木		建設局	
	29	金		建設局	
	30	土			
	31	日			
講 評					
令和7年8月					

(技術監査課)

月	日	曜	土 木	建 築	設 備
9	1	月	建設局	建設局	総務局
	2	火	建設局	建設局	総務局
	3	水	建設局	建設局	総務局
	4	木			
	5	金	建設局	建設局	
	6	土			
	7	日			
	8	月	建設局	建設局	福祉局 保健医療局
	9	火	建設局		福祉局 保健医療局
	10	水	建設局	総務局	福祉局 保健医療局
	11	木		総務局	建設局
	12	金	建設局	総務局	建設局
	13	土			
	14	日			
	15	月			
	16	火	建設局	福祉局 保健医療局	建設局
	17	水	建設局	福祉局 保健医療局	建設局
	18	木			
	19	金	建設局	福祉局 保健医療局	建設局
	20	土			
	21	日			
	22	月			
	23	火			
	24	水	建設局	生活文化スポーツ局	生活文化スポーツ局
	25	木		生活文化スポーツ局	生活文化スポーツ局
	26	金	建設局	生活文化スポーツ局	生活文化スポーツ局
	27	土			
	28	日			
	29	月			生活文化スポーツ局
	30	火	警視庁	警視庁	警視庁
講 評					
令和7年9月					

(技術監査課)

月	日	曜	土 木		建 築	設 備
10	1	水	警視庁	生活文化スポーツ局	警視庁	警視庁
	2	木	警視庁	生活文化スポーツ局	警視庁	警視庁
	3	金	警視庁	生活文化スポーツ局	警視庁	警視庁
	4	土				
	5	日				
	6	月	警視庁		警視庁	警視庁
	7	火	福祉局	保健医療局		
	8	水	福祉局	保健医療局		
	9	木	福祉局	保健医療局		
	10	金				
	11	土				
	12	日				
	13	月				
	14	火				
	15	水				
	16	木				
	17	金				
	18	土				
	19	日				
	20	月				
	21	火				
	22	水				
	23	木				
	24	金				
	25	土				
	26	日				
	27	月				
	28	火				
	29	水				
	30	木				
	31	金				
講 評						
令和7年10月						